

平成 17 年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年福井県条例第 9 号）第 6 条の規定に基づき、平成 17 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、企業局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P 1 ～ 3 3）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P 3 4 ～ 4 6）
- ・一部、平成 18 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

（ 1 ）職員数の状況

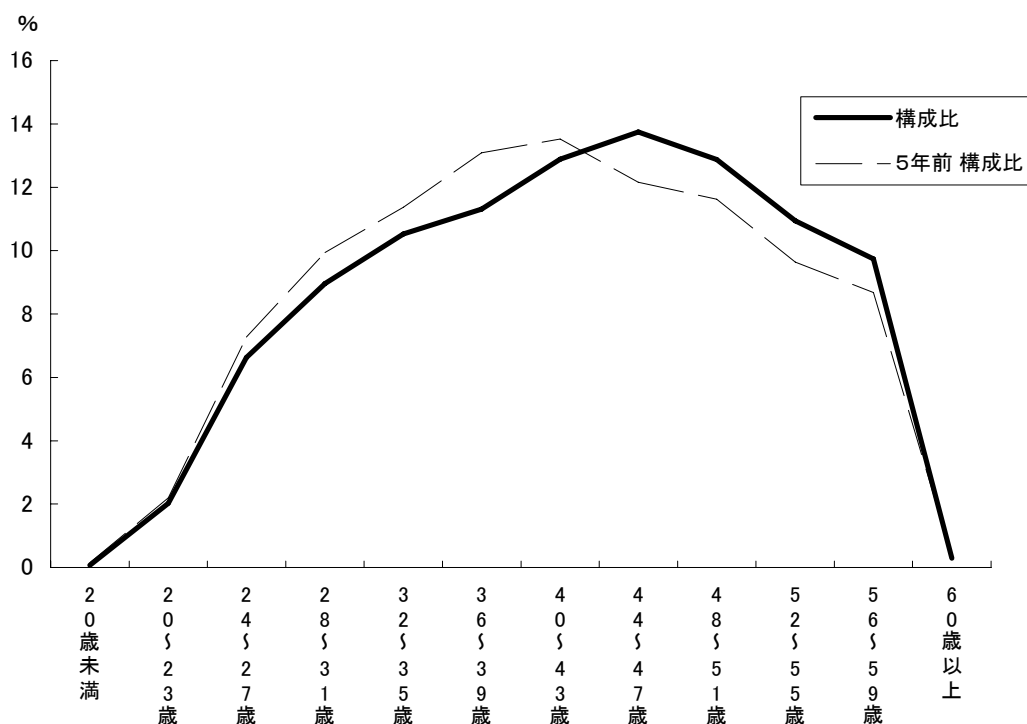
部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年 4 月 1 日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成 17 年	平成 18 年		
一般行政部門	議 会	30	30	0	
	総 務	475	465	△10	使用料徴収業務のアウトソーシングによる減員等
	税 務	141	142	1	納税推進業務の強化に伴う増員
	労 働	55	53	△2	産業技術専門学院の業務合理化による減員等
	農林水産	832	826	△6	農林総合事務所等の業務合理化による減員等
	商 工	189	187	△2	工業技術センター等の業務合理化による減員等
	土 木	819	808	△11	道路管理業務の効率化による減員等
	民 生	252	253	1	こども家族館（仮称）建設工事に伴う増員
	衛 生	436	426	△10	食肉検査業務のアウトソーシングによる減員等
小 計		3,229	3,190	△39	
特別行政部門	教 育	8,312	8,275	△37	児童生徒数の減少に伴う教員配置定数の減員等
	警 察	1,958	1,982	24	警察法施行令の改正に伴う警察官の増員等
	小 計	10,270	10,257	△13	
公営企業等	病 院	825	852	27	看護師等の欠員補充に伴う増員
	水 道	13	15	2	水道用水供給事業に係る業務増加に伴う増員
	下 水 道	5	4	△1	水質検査業務のアウトソーシングによる減員
	そ の 他	74	68	△6	水力発電運転監視業務のアウトソーシングによる減員等
	小 計	917	939	22	
合 計		14,416	14,386	△30	

注 職員数は一般職に属する職員数です。

年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人10	人291	人953	人1,289	人1,515	人1,627	人1,854	人1,977	人1,852	人1,575	人1,401	人42	人14,386

定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	4.6%削減

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

4.6%削減 (H17.4.1 14,416人→H22.4.1 13,753人)

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年４月１日現在）

区 分 部 門		平成17年 計画前年	平成18年 １年目	(参考) 平成22年数値目標
一般行政	減 員		△41	
	増 員		2	
	差 引		△39 (21.3%)	△183
	職員数	3,229	3,190	3,046

注１ 計画期間は、平成１７年４月～平成２２年４月の５年間です。

２ (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

(参考)

(各年４月１日現在)

区 分 部 門		平成17年 計画前年	平成18年 １年目	(参考) 平成22年数値目標
特別行政	減 員		△37	
	増 員		24	
	差 引		△13 (2.6%)	△493
	職員数	10,270	10,257	9,777
公営企業 等 会 計	減 員		△7	
	増 員		29	
	差 引		22	13
	職員数	917	939	930
計	減 員		△44	
	増 員		53	
	差 引		9	△480
	職員数	11,187	11,196	10,707

2 職員の給与の状況

(1) 総括

人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 (17年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成16年度 の人件費率
平 成 17年度	人 821, 073	千円 484, 889, 880	千円 2, 417, 369	千円 128, 578, 749	% 26. 5	% 26. 6

職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平 成 18年度	人 13, 453	千円 62, 338, 161	千円 10, 190, 464	千円 25, 445, 625	千円 97, 974, 250	千円 7, 283

注 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成 18 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42. 8歳	362, 352円	437, 950円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	45. 1 歳	349, 155 円	389, 654 円
うち土木管理 技術員	43. 7 歳	348, 219 円	396, 170 円
うち校務員	43. 7 歳	315, 423 円	343, 509 円
うち調理師	44. 4 歳	356, 135 円	387, 409 円

ウ 高等 (特殊・専修・各種) 学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42. 0 歳	395, 113 円	445, 462 円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.9 歳	398,153 円	439,819 円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.4 歳	368,838 円	479,820 円

注 1 「平均給料月額」は、平成 18 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

職員の初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		福 井 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,800円	I 種 179,200円 II 種 170,200円
	高 校 卒	142,800円	138,400円
技能労務職	高 校 卒	145,700円	—
	中 学 卒	137,700円	—
高等学校 教育職	大 学 卒	197,400円	—
	高 校 卒	153,100円	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	197,400円	—
	高 校 卒	153,100円	—
警 察 職	大 学 卒	195,000円	I 種 200,800円 II 種 197,700円
	高 校 卒	162,800円	156,200円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	276,726円	334,839円	396,160円
	高 校 卒	220,022円	273,376円	324,469円
技能労務職	高 校 卒	—	260,111円	314,787円
	中 学 卒	—	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	328,378円	392,916円	420,817円
	高 校 卒	248,014円	—	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	326,507円	384,489円	413,630円
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	279,860円	341,733円	411,193円
	高 校 卒	245,207円	301,380円	354,990円

注 該当職員が 3 人以下の各区分については、記載していません。

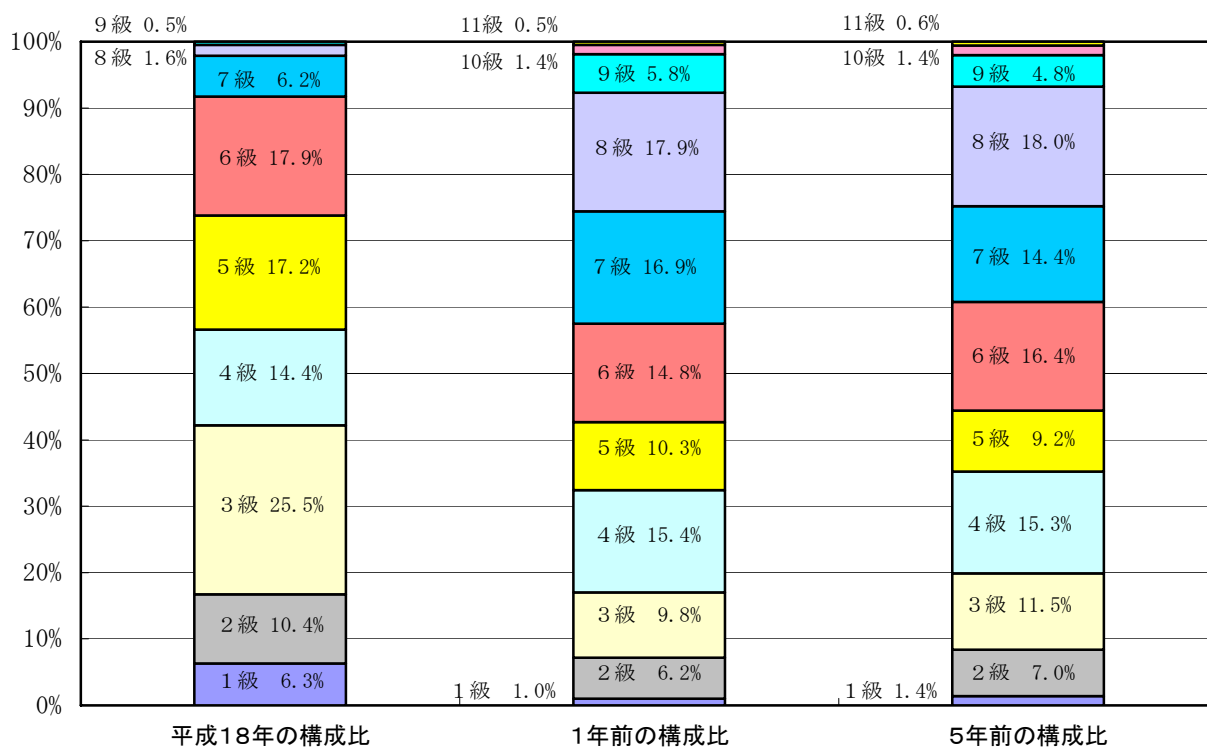
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	18 人	0.5 %
8 級	企画幹	52 人	1.6 %
7 級	課長、参事	208 人	6.2 %
6 級	課長、参事	597 人	17.9 %
5 級	課長補佐	573 人	17.2 %
4 級	主任	480 人	14.4 %
3 級	企画主査、主査	848 人	25.5 %
2 級	主事、技師	347 人	10.4 %
1 級	主事、技師	208 人	6.3 %

注 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



注 平成 1 8 年 4 月 1 日に行政職給料表の旧 1 級および旧 2 級を新 1 級に、旧 4 級および旧 5 級を新 3 級に統合し、11 級制から 9 級制としました。

昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	行 政	技能労務職	高等学校 教 育 職	小・中学校 教 育 職	警察職
平 成 17 年度	職 員 数 A	人 13,434	人 3,495	人 367	人 2,328	人 4,848	人 1,590
	普通昇給期間（12 ～24月）を短縮し て昇給した職員数 B	人 2,344	人 589	人 56	人 399	人 824	人 301
	比 率 B/A	% 17.4	% 16.9	% 15.3	% 17.1	% 17.0	% 18.9
平 成 16 年度	職 員 数 A	人 13,577	人 3,547	人 386	人 2,337	人 4,896	人 1,577
	普通昇給期間（12 ～24月）を短縮し て昇給した職員数 B	人 2,420	人 608	人 59	人 412	人 831	人 297
	比 率 B/A	% 17.8	% 17.1	% 15.3	% 17.6	% 17.0	% 18.8

（４）職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

福 井 県		国	
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,852 千円		—	
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （1.6）月分 （0.75）月分		（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （1.6）月分 （0.75）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	

注 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当（平成18年4月1日現在）

福 井 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2％～20％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2％～20％加算）	
1人当たり平均支給額	4,117千円	28,219千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）			85,891千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）			588,295円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	13%	13人	13%
大阪府大阪市	11%	8人	11%
医師・歯科医師	11%	122人	11%
滋賀県大津市	4%	1人	4%
三重県津市	1%	1人	1%
岐阜県岐阜市	1%	1人	1%
福井市	0.5%	6,455人	1%
福井市を除く福井県内	0.5%	7,683人	－%

注 支給実績および支給職員1人当たりの平均支給年額は、調整手当の額です。

特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		747,980千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		88,487円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		39.4%	
手当の種類（手当数）		40	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校または警察学校に勤務する職員	研修における実技訓練	日額740円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局若狭税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	月額7,800円～15,500円
ダム管理業務に従事する職員の手当	龍ヶ鼻・永平寺ダム統合管理事務所、笹生川ダム管理事務所または広野・榑谷ダム統合管理事務所勤務する職員	ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業、たい積土砂等の調査作業等	日額570円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育等	日額300円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法に基づいて在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	日額300円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医務薬務課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養の指導等の業務	月額5,400円、日額260円または勤務1回につき260円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課に勤務する職員および精神保健福祉センターに勤務する職員	身体障害者福祉司、児童福祉司等が行う福祉に関する業務、精神保健福祉相談員または心理判定員が行う精神保健または精神障害者の福祉に関する相談、指導の業務	月額6,400円～12,800円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、小児療育センター、精神保健福祉センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	月額150,000円以下
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	1体につき1,600円～3,200円

放射線取扱作業等に 従事する職員の 手当	健康福祉センター、小児療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	日額240円～480円または月額9,000円
危険な細菌の研究等に 従事する職員の 手当	県立大学、健康福祉センター、衛生環境研究センターまたは小児療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	日額300円または月額9,000円
夜間看護等に 従事する職員の 手当	県立病院、総合福祉相談所、小児療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき1,620円～3,300円
潜水作業に 従事する職員の 手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	1時間につき320円～1,550円
大型自動車等の 道路上運転作業に 従事する職員の 手当	土木事務所に勤務する職員等	道路において大型自動車を1日40キロメートル以上運転したときまたは道路において大型特殊自動車を運転したとき	日額220円
用地交渉業務に 従事する職員の 手当	土木事務所、ダム建設事務所、福井空港事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事することを常例とする職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	日額670円または月額15,800円
特殊現場作業に 従事する職員の 手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	日額380円～670円
除雪作業等に 従事する職員の 手当	土木事務所に勤務する職員	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の規定による指定を受けた道路において行う除雪車による除雪作業またはこれに伴う排雪等の作業	日額310円～530円
災害応急作業等に 従事する職員の 手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	日額620円～1,740円
危険薬剤または 有害物質の取扱 作業等に 従事する職員の 手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務	日額230円または月額4,600円
家畜等取扱作業 に 従事する職員の 手当	畜産試験場、家畜保健衛生所および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、犬の捕獲または処分の作業、食鳥検査の作業等	日額240円～540円
家畜保健衛生業 務に 従事する職員の 手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	給料月額の10/100 (限度額22,700円)
牧場業務に 従事する職員の 手当	県営牧場に勤務する職員	飼養管理、繁殖および草地の維持管理等牧草の管理に係る作業	日額640円
爆発物取締等 作業に 従事する職員の 手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質（サリン等）の処理作業等	日額240円～5,200円
教育施設の教務 等に 従事する職員の 手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護師の養成のための教務または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	月額25,000円または給料月額の10/100
高等学校の定時 制通信教育また は通信教育に 従事する職員の 手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務	給料月額の10/100

へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員		給料および扶養手当の月額 の4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	月額300円～360円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任	給料月額の10/100
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務等	月額1,200円～3,200円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	漁労作業	1航海における漁獲物の販売額から販売手数料および経費を差し引いた額の18/100の額の範囲内で任命権者が定める額
入きょ作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	船体のさび落としおよび塗装の作業	月額380円
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	月額2,160円
夜間の定時制の課程を置く高等学校の業務に従事する職員の手当	夜間の定時制の課程に関する業務に従事することを本務とする職員	午後5時から午後10時までの間において行う4時間以上の定時制の課程に関する業務	月額220円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	月額210円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき730円～1,280円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	月額280円～1,640円または月額2,200円～11,800円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	1時間につき1,960円～5,250円
道路上の作業に従事する職員の手当	土木事務所に勤務する技能労務職員	道路の維持または補修の作業で計画的に実施されるもの	月額230円

時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	2,828,784千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	449千円
支給実績（平成16年度決算）	3,120,189千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	491千円

その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [給料月額7/100～23/100]	同じ（国：給料の特別調整額）		千円 1,148,449	円 777,555
初任給調整手当	医師および歯科医師に支給 [月額16,900円～268,500円]	同じ		千円 277,570	円 2,185,590
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額：配偶者13,000円、その他の扶養親族1人当たり5,000円～11,000円]	同じ		千円 1,561,621	円 228,174
住居手当	賃貸住宅に居住する職員、自宅に居住する職員等に支給 〔（1）借家の場合 ①家賃が21,000円以下の場合の月額 家賃－10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額 11,000円＋（家賃－21,000円）/2 （上限27,000円） （2）自宅の場合 月額3,000円〕	異なる	1 借家の場合の支給要件 〈福井県〉 家賃が10,000円を超える場合に支給 〈国〉 家賃が12,000円を超える場合に支給 2 自宅の場合の支給額 〈福井県〉 支給額3,000円 （期限なし） 〈国〉 支給額2,500円 （新築または購入後5年間に限る。）	千円 501,365	円 98,947
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 〔 1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算（20,000円を限度） 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算（3,000円を限度）〕	異なる	1 電車・バスを利用する場合 〈福井県〉 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 〈国〉 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合 〈福井県〉 上限額なし 〈国〉 上限額24,500円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 〈福井県〉 駐車料金等加算あり 〈国〉 駐車料金等加算なし	千円 1,283,014	円 96,817
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況することとなった職員に支給 [基礎額23,000円に住居間の距離に応じた額（最高45,000円）を加算した額]	同じ		千円 118,391	円 274,053
寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額7,360円～17,800円]	同じ		千円 783,315	円 57,822

特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当	1 特勤勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 〔給料および扶養手当の月額4/100～8/100〕	同じ		千円	円
	2 特勤勤務手当に準ずる手当 特勤勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 〔給料および扶養手当の月額4/100～6/100〕			15,682	280,036
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 〔1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100〕	同じ		千円 466,909	円 143,974
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 〔1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100〕	同じ		千円 193,371	円 103,076
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 〔1回につき4,200円～20,000円〕	同じ		千円 431,330	円 232,272
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給者が週休日および休日等に勤務した場合に支給 〔勤務1回につき4,000円～12,000円〕	同じ		千円 2,591	円 50,804
災害派遣手当	災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 〔1日につき3,970円～6,620円〕			千円 0	円 0
農林漁業普及指導手当	農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給 〔給料月額6/100〕			千円 28,365	円 238,358
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 〔5,000円～20,200円〕			千円 1,222,117	円 159,462

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分			給 料 月 額 等	
給料	知 副 出 副 納 長	知 事	1,170,000 円	(1,300,000 円)
		知 事	918,000 円	(1,020,000 円)
		長	801,000 円	(890,000 円)
報酬	議 副 議 副 議 長	議 長	882,700 円	(910,000 円)
		議 長	834,200 円	(860,000 円)
		員	756,600 円	(780,000 円)
期末手当	知 副 出 副 納 長	知 事	(平成 17 年度支給割合)	
		長	3.35 月分	
退職手当	知 副 出 副 納 長	知 事	(算定方式) (支給時期)	
		長	130 万円×在職月数×0.7 (任期毎)	
			102 万円×在職月数×0.45 (任期毎)	
			89 万円×在職月数×0.3 (任期毎)	

- 注 1 知事、副知事および出納長の給料については、平成 15 年 8 月 1 日から平成 19 年 4 月 22 日までの間、10%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 2 議長、副議長および議員の報酬については、平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 4 月 29 日までの間、3%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。

(6) 公営企業職員の状況

電気事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 17年度	千円 1,619,120	千円 222,688	千円 455,352	% 28.1	% 28.7

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18年度	40	千円 198,693	千円 59,528	千円 83,785	千円 342,006	千円 8,550

注 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	44.5歳	392,259円	619,118円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額 (平成17年度)	
1,871千円	
(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため、記載していません。

(ウ) 地域手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (平成17年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	0.5%	19 人	0.5%
福井市を除く福井県内	0.5%	21 人	0.5%

(エ) 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績（平成17年度決算）		7,536千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		289,840円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		28.3%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う土地の取得等の交渉の業務	1日につき670円（業務の一部または全部が午後6時から翌日の午前6時までに行われた日は1,110円）
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	1日につき470円
	職員	企業局の管理するえん堤、配電施設もしくは送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	1日につき620円～940円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業	1日につき470円
	職員	掘削中のトンネルまたは発電所の水路内で行う調査、測量等	1日につき580円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業	1日につき470円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業	1日につき470円
	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業	1日につき380円

	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業	1日につき470円
	職員	ダム本体内で行う点検、水門の保守、点検、操作等の作業	1日につき570円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	6,900千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	186千円
支給実績（平成16年度決算）	14,192千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	338千円

注 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			7,320千円	1,045,749円
扶養手当				5,873千円	202,517円
住居手当				1,340千円	55,850円
通勤手当				7,342千円	174,809円
単身赴任手当				0千円	0円
特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当				3,448千円	689,507円
寒冷地手当				3,305千円	75,120円
休日給				2,090千円	232,238円
夜間勤務手当				409千円	102,188円
宿日直手当				3,007千円	231,323円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 17年度	千円 546,313	千円 104,903	千円 137,025	% 25.1	% 26.1

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18年度	15	千円 63,239	千円 15,320	千円 25,943	千円 104,502	千円 6,967

注 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	40.3歳	355,551円	543,011円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福井県		
1人当たり平均支給額（平成17年度）		
1,535千円		
（平成17年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (平成17年度決算)			— 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	0.5%	10 人	0.5%
福井市を除く福井県内	0.5%	5 人	0.5%

(エ) 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成17年度決算)			2,462千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)			273,606円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)			9.8%
手当の種類 (手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6) の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成17年度決算)	3,197千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	228千円
支給実績 (平成16年度決算)	3,061千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成16年度決算)	235千円

注 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				2,014 千円	251,750 円
住居手当				725 千円	145,080 円
通勤手当				2,419 千円	142,309 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				981 千円	61,288 円
休日給				80 千円	11,428 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

注 管理職手当は、支給対象者が 3 人以下のため、支給実績等を記載していません。

水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 17年度	千円 1,009,027	千円 343,870	千円 124,645	% 12.4	% 14.1

注 職員給与費については総費用の外数である資本的支出に計上している給与費も含めています。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18年度	19	千円 72,826	千円 16,222	千円 30,723	千円 119,771	千円 6,304

注1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	42.6歳	371,981円	587,475円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成17年度）	
1,834千円	
(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です

(イ) 退職手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (平成17年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	0.5 %	12人	0.5 %
福井市以外の福井県内	0.5 %	7人	0.5 %

(エ) 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成17年度決算)		2,030千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)		253,690円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)		8.7%	
手当の種類 (手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6) の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成17年度決算)	3,483千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	249千円
支給実績 (平成16年度決算)	4,316千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算)	332千円

注 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 17 年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				2,524 千円	252,400 円
住居手当				591 千円	59,100 円
通勤手当				2,078 千円	122,262 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特地勤務手当および特 地勤務手当に準ずる 手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				1,049 千円	69,907 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				— 千円	— 円
管理職員特別勤 務手当				0 千円	0 円

注 管理職手当、休日給および宿日直手当は、支給対象者が 3 人以下のため、支給実績等を記載していません。

宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 16 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 17 年度	千円 453,251	千円 99,177	千円 70,691	% 15.6	% 88.2

注 職員給与費については資本的支出に計上しており、総費用の外数となります。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18 年度	8	千円 36,915	千円 5,854	千円 15,624	千円 58,393	千円 7,299

注 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	43.2歳	392,670円	631,668円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成17年度）	
1,912千円	
（平成17年度支給割合）	
期末手当 3.0月分 （1.6）月分	勤勉手当 1.45月分 （0.75）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%	

注 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（イ）退職手当（平成18年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

（ウ）地域手当（平成18年4月1日現在）

支 給 実 績（平成17年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	0.5 %	8 人	0.5 %

（エ）特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		— %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
（6）の①のウの（エ）に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	1,442千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	206千円
支給実績（平成16年度決算）	1,241千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	138千円

注 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			－ 千円	－ 円
扶養手当				1,738 千円	289,666 円
住居手当				252 千円	36,000 円
通勤手当				874 千円	124,923 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				559 千円	69,875 円
休日給				0 千円	0 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

注 管理職手当および宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 17年度	千円 516,955	千円 3,471	千円 59,458	% 11.5	% 11.6

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18年度	5	千円 24,774	千円 6,568	千円 10,457	千円 41,799	千円 8,360

注1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	43.7歳	385,163円	565,078円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成17年度）	
1,710千円	
（平成17年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%	

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成18年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支 給 実 績（平成17年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	0.5%	1人	0.5%
福井市を除く福井県内	0.5%	4人	0.5%

(エ) 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成17年度決算)		1,307千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)		326,625円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)		4.3%	
手当の種類 (手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6) の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成17年度決算)	515千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	103千円
支給実績 (平成16年度決算)	895千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成16年度決算)	179千円

注 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				1,016 千円	254,000 円
住居手当				432 千円	108,000 円
通勤手当				802 千円	133,728 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				319 千円	53,083 円
休日給				0 千円	0 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

注 管理職手当は、支給対象者が 3 人以下のため、支給実績等を記載していません。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成17年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:15～13:00
休息時間	12:00～12:15、15:00～15:15

公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(警察本部等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

平成17年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成17年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均8.2日	取得日数 平均9.8日	取得日数 平均4.0日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.3日	取得日数 平均4.5日	取得日数 平均3.2日
ボランティア休暇	5日以内	取得者 1人	取得者 30人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 154人	取得者 139人	取得者 67人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 2人	取得者 12人	取得者 1人
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 62人	取得者 139人	取得者 10人

※ 表中「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

※ 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成17年(H17.1.1～H17.12.31)の取得状況を記載しています。

※ 病気休暇、介護休暇、育児休業の取得者数は、平成17年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成 17 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0 人	0 人	40 人	0 人	40 人
教育委員会	0 人	0 人	78 人	0 人	78 人
警 察 本 部	0 人	0 人	6 人	0 人	6 人
計	0 人	0 人	124 人	0 人	124 人

※ 平成 17 年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成 17 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	3 人	2 人	1 人	0 人	6 人
教育委員会	8 人	4 人	7 人	3 人	22 人
警 察 本 部	0 人	3 人	1 人	0 人	4 人
計	11 人	9 人	9 人	3 人	32 人

※ 平成 17 年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

5 職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（１）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成17年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成17年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	320 件	29 件	0 件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	56 件	0 件	0 件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	1 件	0 件	0 件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める場合	3 件	66 件	9 件

※ 平成17年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第 38 条）とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成 17 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第 3 条)	平成 17 年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	35 件	2 件	0 件

※ 平成 17 年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成17年度の職員の研修の状況は、次の表のとおりです。

知事部局等

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	新規採用職員研修（前期）	10日	74人
	新規採用職員研修（後期）	3日	73人
	新規採用職員研修（看護職等）	5日	26人
	ステップ1研修（25歳）	2日	89人
	ステップ2研修（30歳）	2日	99人
	ステップ3研修（35歳）	3日	141人
	ステップ4研修（40歳）	2日	115人
マネジメント研修	管理者研修	2日	82人
	参事級研修	1日	61人
	課長級研修	1日	38人
	部長級・次長級研修	0.5日	37人
連携協働推進研修	企業・行政交流セミナー	3回	31人
	四県合同交流研修	3日	9人
	四県共同研究	21日	2人
特別研修	財務諸表講座等	14回	805人
	政策推進マネジメントシステム研修	19回	895人

職員一般研修は、年齢階層ごとの役割変化に応じて必要な知識、技能等を修得する研修です。

マネジメント研修は、管理・監督者の立場にある職員が、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得する研修です。

連携協働推進研修は、他県の研修機関との合同研修や共同研究、民間企業の職員等との交流研修の開催を通じて、知識、技能、ノウハウ等の修得を図る研修です。

特別研修とは、県政の課題解決に向け、必要な知識や技能等を修得する全職員を対象とする研修です。

教育委員会

区 分		研 修 名	研修期間	受講者数
指 定 研 修	基本研修	ステップアップ研修（初任者）	1年(25日+300時間)	138人
		ステップアップ研修(幼稚園教員)	4～12月 10日	32人
		キャリアアップ研修Ⅰ(5年経験者)	3.5日	137人
		キャリアアップ研修Ⅱ(10年経験者)	30日(1年間)	134人
	主任等研修	教務主任研修	4日	28人
		研究主任研修	3日	36人
		教育相談担当者研修	3日	35人
		生徒指導主事研修	3日	33人
		学級経営（学級担任）研修	1日	41人
		学校図書館担当者	1日	44人
		養護教諭研修	1日	57人
		理科実習助手研修	1日	20人
	管理職等研修	ミドルリーダー研修(中堅教員)	3日	50人
		リーダーシップⅠ研修(新任教頭)	4日	85人
		リーダーシップⅡ研修(新任校長)	4日	71人
		学校経営(校長)研修(3年目以降)	2日	19人
専 門 研 修	教科等に関する研修	幼稚園教育に関する研修	4講座 各1～2日	108人
		小学校の各教科に関する研修	26講座 各1～2日	782人
		中学校の各教科に関する研修	28講座 各1～2日	371人
		高校の各教科に関する研修	17講座 各1～2日	225人
	教科以外の課題等に関する研修	道徳教育	2講座 各2日	58人
		性教育	1日	137人
		人権教育	2日	29人
		児童生徒理解基礎	2日	31人
		教育相談の実践	1日	82人
		生徒指導の課題	2日	33人
		進路指導・進路相談	2日	24人
		管理職のためのIT活用	1日	30人
		情報教育に関する研修	20講座 各1～2日	641人
		エル・ネットを活用した研修	10講座 各1日	219人
		総合的な学習の時間	7講座 各1～2日	236人

基本研修とは、初任者および一般教員に対し、教職経験年数に応じ、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

主任等研修とは、主任等の教員に対し、職務等に応じて、教育上の課題を解決する能力や実践にかかわる専門的な能力の育成を図るための研修です。

管理職研修とは、管理職の教員に対し、組織経営についての見識の確立と考察力の育成を図るための研修です。

教科等に関する研修とは、一般教員に対し、各教科（産業教育を含む）に関する専門的な知識、実践的な指導力など、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

教科以外の課題等に関する研修とは、一般教員に対し、教科以外の学校教育諸活動に関して、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

警察本部

区 分	研 修 名		研修期間	受講者数
警 察 大 学 校	警察運営科		3 週	5 人
	任用 科	警部「短期」(49歳未満)	3 月	8 人
		警部「長期」(42歳未満)	6 月	8 人
		課長補佐(50歳未満の一般職員)	2 週	1 人
	教官養成科		1 月	7 人
	専 科		1 週から 1 月	33 人
	指定職種任用科		1 週から 3 週	9 人
	研究科		2 週から 2 月	2 人
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科		4 月	1 人
国 際 捜 査 研 修 所	語学研修等		1 週から 1 年	4 人
財務捜査研修センター	財務捜査研修科		3 月	1 人
管 区 警 察 学 校	任用 科	警部(49歳以上56歳未満)	2 週	3 人
		警部補(46歳未満)	8 週	23 人
		巡査部長(41歳未満)	6 週	43 人
		係長(46歳未満の一般職員)	2 週	6 人
		主任(41歳未満の一般職員)	2 週	7 人
	専 科(他管区を含む)		1 週から 2 月	49 人
県 警 察 学 校	初任 科	新規採用の警察官	10月または6月	61 人
		新規採用の一般職員	4 週	8 人
	初任補修科		2 月	51 人
	初任総合科		3 月または2月	56 人
	任用 科	警部補(46歳以上)	2 週	18 人
		巡査部長(41歳以上)	2 週	13 人
		部門別(各部門に新規任用の警察官)	2 週から 4 週	23 人
	専 科		3 日から 1 週	399 人

初任科とは、新たに採用された警察官および一般職員にその職務の遂行に必要な基礎的な知識および技能を修得させるための研修です。

初任補修科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展させ、体力・気力を充実させるための研修です。

初任総合科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、実務的な知識・技能を修得させるための研修です。

専科とは、警察官および一般職員に特別の分野に関する専門的な知識および技能を修得させるための研修です。

任用科とは、各階級に昇任または昇任が予定されている警察官および各職に昇任または昇任が予定されている一般職員にその職務の遂行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。また、部門別に新規任用の警察官にその職務の遂行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています(法第40条)。

勤務評定は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成17年度の福利厚生の状況は、次の表のとおりです。

区 分	主 な 内 容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	31,930	34,577	17,485
補助事業	職員互助会等の補助 （健康増進事業等）	102,338	94,716	27,345
計		134,268	129,293	44,830

(2) 共済制度状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成17年度の共済制度の状況は、次の表のとおりです。

区 分	主 な 内 容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	872,042	1,662,864	471,940
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	72,025	272,866	17,318
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	473	998	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	38,105	50,786	25,683
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	31,537	165,739	31,841
計		1,014,182	2,153,253	546,782

※ 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

※ 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

※ 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成 1 7 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償費	公務または通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給する。	43	6,691	39	15,956	32	4,845
傷病補償年金	上記療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	1	1,839	1	4,156	0	0
障害補償費	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	0	0	5	90,659	4	9,291
介護補償費	傷病補償年金または障害補償年金の受給権者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	0	0	1	2,085	0	0
遺族補償費	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	8	16,808	9	21,368	3	7,248
葬祭補償費	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	1	862	0	0	0	0
福祉事業費	上記補償に加えて付加給付金として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	11	25,492	20	32,843	13	7,851
計		64	51,692	75	167,067	52	29,235

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成 1 7 年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

試験日程等

試験の 種 類	公告日	申込受付 期 間	試 験 日		試験場	名 簿 確定日	最 終 合格者 発表日
			第 1 次 試験	第 2 次 試験			
I 種	17. 4. 28	17. 5. 18 ～6. 1	17. 6. 26	17. 7. 19 ～23	第 1 次試験 福井県立大学 中央大学 第 2 次試験 県立青少年セン ター	17. 8. 10	17. 8. 12
II 種	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 25	17. 10. 25 ～26	第 1 次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第 2 次試験 県立青少年セン ター	17. 11. 9	17. 11. 11
学校栄養士	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 25	17. 10. 25 ～26	第 1 次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第 2 次試験 県立青少年セン ター	17. 11. 9	17. 11. 11
市 町 村 立 小・中学校 事務	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 25	17. 10. 25 ～26	第 1 次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第 2 次試験 県立青少年セン ター	17. 11. 9	17. 11. 11
民間企業等 職務経験者	17. 8. 5	17. 8. 8 ～9. 5	17. 9. 25	17. 10. 29	第 1 次試験 福井県立大学 明治大学 第 2 次試験 県民会館	17. 11. 9	17. 11. 11
身体障害者	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 25	17. 10. 29	第 1 次試験 福井県立大学 第 2 次試験 県民会館	17. 11. 9	17. 11. 11

警察官 (男性A)	17. 4. 28	17. 5. 30 ～6. 13	17. 7. 10	17. 8. 9 ～10	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 県立青少年セン ター	17. 8. 24	17. 8. 26
警察官 (男性B)	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 18	17. 10. 12	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年セン ター	17. 10. 26	17. 10. 28
警察官 (女性)	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 18	17. 10. 12	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年セン ター	17. 10. 26	17. 10. 28
警察官 (男性A) (特別募集)	18. 1. 10	18. 1. 10 ～1. 20	18. 1. 29	18. 2. 13 ～14	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 県職員会館	18. 2. 21	18. 2. 23
少年警察 補導員	17. 6. 24	17. 8. 12 ～8. 26	17. 9. 25	17. 10. 25 ～26	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年セン ター	17. 11. 9	17. 11. 11

受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I 種	1 昭和50年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者 2 昭和59年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短大を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む）を卒業した者または平成18年3月31日までに卒業見込みの者 3 栄養士および薬剤師にあっては、資格取得者（取得見込者を含む）に限る	1 教養試験 択一式試験 2 専門試験 択一式試験	1 専門試験 記述式試験 2 口述試験 集団面接 個別面接 集団討論 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
II 種	1 一般事務および総合土木にあっては、昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 2 臨床検査技師にあっては、昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 3 臨床検査技師にあっては、資格取得者（取得見込者を含む）に限る	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験（事務系職種） 択一式試験 3 専門試験（技術系職種） 択一式試験	1 作文試験（事務系職種） 2 口述試験 個別面接 集団面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
学 校 栄 養 士	1 昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 2 栄養士の免許取得者（取得見込者を含む）に限る	1 教養試験 択一式試験 2 専門試験 択一式試験	1 口述試験 個別面接 集団面接 2 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
市 町 村 立 小・中学校 事 務	1 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 択一式試験	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 集団面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
民間企業等 職務経験者	1 昭和41年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者で、民間企業等における職務経験が5年以上の者	1 教養試験 択一式試験 2 論文試験	1 専門試験 記述式試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認 ・職歴証明書等の提出

身体障害者	自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの 1 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 3 活字印刷文による出題に対応できる者（おおむね10ポイント程度）	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 択一式試験	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
警察官 (男性A)	1 昭和50年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学（人事委員会が同等と認めるものを含む。短期大学を除く。）を卒業した者、または平成18年3月31日までに卒業見込みの者	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・胸囲 ・視力 ・色覚 ・その他	1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力検査 4 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
警察官 (男性B)	1 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学（人事委員会が同等と認めるものを含む。短期大学を除く。）を卒業した者、または平成18年3月31日までに卒業見込みの者を除く	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・胸囲 ・視力 ・色覚 ・その他	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力検査 4 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
警察官 (女性)	1 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・視力 ・色覚 ・その他	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力検査 4 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
少年警察 補導員	1 昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・視力 ・色覚 ・その他	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力検査 4 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認

申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の 種 類	試験区分	採 用 予定数	申 込 者 数	第 1 次試験		第 2 次試験 受験者数	最 終 合格者数	競 争 倍 率
				受 験 者 数	合 格 者 数			
I 種	行 政	25人	461人 (167人)	399人 (141人)	50人 (15人)	48人 (15人)	25人 (10人)	16.0
	警 察 事 務	4人	141人 (57人)	105人 (40人)	17人 (5人)	14人 (4人)	8人 (3人)	13.1
	福祉・心理	4人	70人 (51人)	57人 (44人)	10人 (8人)	9人 (8人)	4人 (3人)	14.3
	総合土木	12人	83人 (16人)	68人 (13人)	25人 (5人)	22人 (4人)	12人 (3人)	5.7
	化 学	1人	28人 (10人)	23人 (8人)	3人 (1人)	3人 (1人)	1人 (1人)	23.0
	高分子工学	1人	6人 (0人)	3人 (0人)	2人 (0人)	2人 (0人)	1人 (0人)	3.0
	電 気	1人	21人 (1人)	16人 (1人)	5人 (0人)	4人 (0人)	2人 (0人)	8.0
	農 業	2人	27人 (16人)	21人 (13人)	6人 (2人)	6人 (2人)	2人 (1人)	10.5
	栄 養 士	3人	17人 (17人)	14人 (14人)	5人 (5人)	5人 (5人)	3人 (3人)	4.7
	薬 剤 師	5人	22人 (16人)	19人 (15人)	8人 (6人)	8人 (6人)	5人 (4人)	3.8
	小 計	58人	876人 (351人)	725人 (289人)	131人 (47人)	121人 (45人)	63人 (28人)	11.5
II 種	一般事務	3人	71人 (40人)	63人 (37人)	7人 (3人)	6人 (3人)	3人 (2人)	21.0
	総合土木	3人	13人 (3人)	11人 (3人)	7人 (2人)	7人 (2人)	3人 (1人)	3.7
	臨床検査技師	1人	21人 (15人)	21人 (15人)	3人 (1人)	3人 (1人)	1人 (0人)	21.0
	小 計	7人	105人 (58人)	95人 (55人)	17人 (6人)	16人 (6人)	7人 (3人)	13.6
学 校 栄 養 士		1人	44人 (42人)	39人 (37人)	3人 (3人)	3人 (3人)	1人 (1人)	39.0
市町村立 小・中学校 事 務		2人	251人 (160人)	207人 (133人)	8人 (2人)	7人 (2人)	2人 (1人)	103.5
警 察 官	警 察 官 (男性A)	16人	374人 (0人)	277人 (0人)	72人 (0人)	59人 (0人)	33人 (0人)	8.4
	警 察 官 (男性B)	8人	165人 (0人)	127人 (0人)	25人 (0人)	25人 (0人)	17人 (0人)	7.5
	警 察 官 (女性)	4人	137人 (137人)	106人 (106人)	17人 (17人)	16人 (16人)	8人 (8人)	13.3
	警 察 官 (男性A) (特別募集)	28人	214人 (0人)	189人 (0人)	85人 (0人)	76人 (0人)	44人 (0人)	4.3
	小 計	66人	890人 (137人)	699人 (106人)	199人 (17人)	176人 (16人)	102人 (8人)	6.9
民間企業等 職 業 選 考 者	行 政	4人	166人 (20人)	119人 (15人)	13人 (1人)	11人 (1人)	4人 (0人)	29.8
身体障害者	一般事務	1人	12人 (1人)	12人 (1人)	3人 (0人)	2人 (0人)	1人 (0人)	12.0
少年警察 補 導 員		1人	94人 (46人)	65人 (33人)	6人 (4人)	4人 (3人)	2人 (2人)	32.5
合 計		130人	2,438人 (815人)	1,961人 (669人)	380人 (80人)	340人 (76人)	182人 (43人)	10.8

()内は女性

(2) 選考の状況

平成 1 7 年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

職員の任用に関する規則第 2 2 条第 1 号および第 2 号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知 事	教育委員会	警察本部長	
保育士	3 人			3 人
医 師	15 人			15 人
歯科医師	1 人			1 人
獣医師	1 人			1 人
理学療法士	2 人			2 人
視能訓練士	1 人			1 人
保健師	2 人			2 人
助産師	4 人			4 人
看護師	51 人			51 人
研究職 (古生物学)		1 人		1 人
警察官 (航空操縦士)			1 人	1 人
計	80 人	1 人	1 人	82 人

職員の任用に関する規則 2 2 条第 4 号、第 5 号および第 7 号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職をもって充てようとする職など)

任命権者別合格者数			計
知 事	教育委員会	警察本部長	
16 人	59 人	17 人	92 人

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成17年10月18日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。(報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/>】に掲載してあります。)

(1) 報告

公民の給与較差に基づく給与の改定

・ 公民給与の比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
392,296 円	393,637 円	△1,341 円 (△0.34%)

・ 改定の内容

1) 給 料

公民較差の状況、人事院勧告の内容等を考慮し、全給料表について同率の引下げ (改定率 0.3%)

2) 諸手当

ア 扶養手当

民間の支給状況や人事院勧告における改定状況等を考慮し、配偶者に係る支給月額を500円引下げ (13,500円 → 13,000円)

イ ボーナス (期末・勤勉手当)

民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を0.05月分引上げ (年間 4.40月分 → 4.45月分)

ウ 医師に対する初任給調整手当

人事院勧告に準じて改定 (医療職^(一) 最高 269,300円 → 268,500円)

給与構造の改革

年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムの構築と職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与の確保という課題は、本県の給与制度にも当てはまるものと認められ、職務・職責や勤務実績を的確に反映できる給与制度への転換が必要。

1) 改定すべき事項

ア 給料表

人事院勧告における国家公務員俸給表の見直し内容に準じて、本県の実状も踏まえながら全給料表について給料水準の改定、級構成の再編、号給構成の改定

イ 諸手当

調整手当を廃止し、人事院勧告に準じて地域手当を新設。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員には、県内民間企業の状況、人事管理上の問題等を踏まえ、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給

ウ 勤務実績の給与への反映

特別昇給と普通昇給を統合し、職員の勤務成績が昇給に適切に反映される仕組みとするとともに、昇給時期を統一し、枠外昇給を廃止。また、55歳昇給停止措置を廃止し、人事院勧告に準じて55歳昇給抑制措置を導入

2)改定の実施時期および経過措置

1)の改定は平成18年4月1日から実施することとし、この改定に伴う経過措置については、国家公務員との均衡を考慮し行う必要がある。

給与以外の勤務条件

1)職業生活と家庭生活の両立支援～次世代育成支援～

- ・ 職業生活と家庭生活の両立支援は、少子高齢化が急速に進行する中、その対策の重要性と緊急性が増大している課題である。とりわけ本年は、各任命権者において次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が策定され、4月より実施期間に入っているところであり、各任命権者において計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力されることを要望する。
- ・ また、国においては、取組みの一層の推進のため、育児・介護を行う職員への早出遅出勤務の適用、男性職員の育児参加のための特別休暇の創設などの施策が実施されており、本県においてもこれらの施策の導入について検討していく必要がある。

2)総実勤務時間の短縮

- ・ 総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、公務能率の向上、職業生活と家庭生活の両立の観点から重要な課題である。
- ・ 総実勤務時間の短縮を実現するためには、コスト意識をもって勤務時間の管理に意識的に取組むことが必要不可欠であり、今後は、特に長時間に及ぶ超過勤務を行っている所属や職員を個別的に把握し、その原因を調査し、職員・職場管理者・任命権者間相互において十分な意思疎通の上で、それぞれが実効性のある具体的な対策をとることが望まれる。
- ・ また、業務の時間帯や繁閑に応じて勤務時間の始業時刻を日ごとに弾力的に設定する早出遅出勤務制度の一層の活用について、検討していく必要がある。

3)職員の健康管理とメンタルヘルス

- ・ 過重労働による健康障害や職場のストレスなどによる「心の病」については、使用者の安全配慮義務違反が指摘されるケースが多くなってきている。任命権者においては、職員に対して適性な労働時間管理と健康管理を行うことが基本であり、職員に過重な労働負荷がかかった場合などには、それに応じた健康確保措置をとることが必要である。
- ・ 過重労働については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成14年2月12日付け厚生労働省労働基準局長通知）に、特に長時間の超過勤務を行った労働者がいた場合の具体的措置について記載されており、任命権者にあつては、同通知を踏まえた対策を早期に実施されるよう要望する。
- ・ 心の健康問題防止のためには、職場管理者の役割が非常に重要であり、具体的には、各職員の日常的な健康状況把握、職員からの相談への適切な対応、専門機関との連携などが求められるが、職場管理者へのメンタルヘルスに関する十分な研修が必要不可欠である。

4)公務員倫理の確保

- ・ 職員の不祥事は、当該職員のみならず公務一般に対する県民の信頼を損ない、県政運営の全般にわたって重大な悪影響を与えるものである。
- ・ 各職員の担う職責は、県政を支え県民の福祉向上のために働くという点で等しく重要なものであり、公務の執行者たる職員には、県民の期待に応えるための資質として、高い倫理観の保持が求められていることをあらためて自覚されたい。
- ・ また、任命権者においても、職員研修等の機会を捉え、引き続き公務員倫理の高揚のため必要な対策をとる必要がある。

(2) 勧告

平成 17 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

[1] 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki.xls>)

諸手当

1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を 268,500 円とすること。

イ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,000 円とすること。

2) 扶養手当

配偶者に係る手当の月額を 13,000 円とすること。

3) 勤勉手当および期末特別手当

ア 勤勉手当の支給割合

a 平成 17 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.75 月分とすること。

b 平成 18 年度以降については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分とすること。

イ 期末特別手当の支給割合

12 月に支給される期末特別手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

ウ 再任用職員の勤勉手当

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.4 月分とすること。

[2] 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki2.pdf>)

期末手当

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

[3] 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki2.pdf>)

特定任期付職員の期末手当

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

給与構造の改革のための関係条例の改正

[1] 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

給料表

の[1]の 給料表を別記第4のとおり改定すること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki4.xls>)

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki5.pdf>)

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17betuhyo2.xls>)

昇給制度

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。

イ アの場合における昇給の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を原則として4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員を昇給させる場合の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を原則として2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

地域手当

調整手当を地域手当に改め、その支給地域、支給割合等については、国家公務員における取扱いと同様とすること。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)には、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。

[2] 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

の[2]の による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki6.pdf>)

[3] 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

の[3]の による改定後の給料表を別記第7のとおり改定すること。

(<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/kankoku/17bekki6.pdf>)

改定の実施時期等

[1] 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

ただし、の[1]の 3)のアのb、 および の[3]の から までについては、平成18年4月1日から実施すること。

[2] 平成 17 年 12 月に支給する期末手当および期末特別手当に関する特例措置

平成 17 年 12 月に支給する期末手当または期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、期末手当基礎額または期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、アおよびイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

ア 平成 17 年 4 月 1 日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）および教職調整額の月額合計額に 100 分の 0.34 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

イ 平成 17 年 6 月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額または期末特別手当の額に 100 分の 0.34 を乗じて得た額

平成 17 年 4 月 1 日から同年 12 月に支給する期末手当等の基準日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、の額の算定に関し所要の措置を講ずること。

[3] 経過措置

差額の支給

ア による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定の適用については、同条例に規定する給料に含まれるものとする。

昇給に関する特例措置

平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における の [1] の の昇給については、国家公務員における取扱いと同様とすること。

地域手当の支給割合の特例措置

平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合については、国家公務員における取扱いとの均衡を考慮し措置すること。

その他所要の経過措置

から までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

平成 1 7 年度の処理状況は下表のとおりです。

平成 1 7 年度 要処理件数	平成 1 6 年度末 未処理件数	平成 1 7 年度 新規件数	平成 1 7 年度 処理件数	平成 1 7 年度末 未処理件数
77	77	0	75	2

継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
昭和 50 年(措) 第 1 号～ 第 697 号事案	公立学校教員 697 名	S50. 1. 30	1. 特別昇給資格附与 2. 海外研修資格附与	H2. 7. 24 H13. 3. 28 H14. 3. 22 H14. 6. 26 H15. 12. 19 H16. 8. 25 H17. 7. 23 S52. 7. 25 ～H18. 3. 15	却下(154 名) 却下(246 名) 却下(44 名) 却下(41 名) 却下(22 名) 却下(23 名) 却下(19 名) 取下げ(146 名)	係属中(2 名)
平成 16 年(措) 第 1 号事案	公立学校教員 1 名	H16. 10. 7	旅費の支給について	H17. 11. 22	棄却	
平成 16 年(措) 第 2 号事案	公立学校教員 1 名	H16. 10. 7	過重な超過勤務の軽減について	H17. 11. 22	却下	
平成 16 年(措) 第 3 号事案	公立学校教員 1 名	H16. 10. 7	特殊勤務手当の支給について	H17. 11. 22	棄却	

新規事案

平成 1 7 年度中、新規の事案はない。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申し立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 不服申立ての状況

平成 1 7 年度の処理状況は下表のとおりです。

平成 1 7 年度 要処理件数	平成 1 6 年度末 未処理件数	平成 1 7 年度 新規件数	平成 1 7 年度 処理件数	平成 1 7 年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

継続事案

平成 1 6 年度以前からの事案はない。

新規事案

平成 1 7 年度中、新規の事案はない。